

宮城町村会だより

2-3

Feb.-Mar.2019
Vol.489

発行日 / 平成 31 年 3 月 13 日 編集・発行 / 宮城県町村会
〒 980-0011 仙台市青葉区上杉 1-2-3 (宮城県自治会館内) TEL 022-221-9201 E-mail: mchoson@poplar.ocn.ne.jp



町村会のうごき

連載【まちづくりの法律相談④】

学校事故をめぐる法的問題 ③

よくわかる地方自治 Q&A

公の施設の完成前の利用申し込みについて

連続講義【日本農業の展望】

食料と農業の今後を考える〈3〉

地域との協働で美しい環境を



船木 潮

七ヶ浜町環境生活課

私の勤務する七ヶ浜町は、東北地方で最も面積が小さい自治体です。太平洋や松島湾に面し、豊かな海産物は町の主要産業である漁業を支え、海岸の景観は毎年多くの観光客を呼び込んでいます。また仙台都市圏のベッドタウンとして、仙台方面に通勤・通学する多くの人が住み良い環境を求めて七ヶ浜町に居住しています。小さな七ヶ浜町にとって美しい環境とは、掛け替えのない重要な資源に他なりません。

この環境を良好に保ち、町の財産を守ると同時に、住民にとっても快適な暮らしを提供すること。これが私の所属する環境生活課の第一の業務です。

しかし七ヶ浜町がどれだけ小さい自治体でも、職員だけでは地域の隅々まで常時目を行き届かせることは難しく、美しい環境を維持することは叶いません。

そこで大切となるのが、地元住民や地元企業の協力です。

その一例として、七ヶ浜町ではクリーンサポートプログラム制度を導入しています。町内で定期的な清掃をす

る「クリーンサポーター」に登録いただいた住民団体や企業等が清掃活動を行う際は、集めたごみの回収や清掃活動に使用するごみ袋等の提供を町が行うというものです。

他にも七ヶ浜町では、町内各地区で住民の推薦のあった方を環境美化推進員として委嘱しています。推進員には担当地区におけるごみ分別の適切な指導のほか、地区内を巡回し、不法投棄ごみの発見などの環境に関する困りごとがあれば町まで相談してもらおうようをお願いしています。町では相談を受けて、土地所有者への環境整備の依頼や警察等各種機関への連絡、監視カメラの設置などの対応にあたります。

このような多大な協力を得て、七ヶ浜町の環境は良好に保たれています。

これから七ヶ浜町は、震災復興から新たな飛躍の段階へと差し掛かります。海岸地帯を中心に町内の環境が大きく変わることが予想されますが、今後も地域の環境を愛する地元住民や地元企業と互いに力を合わせて美しく住み良い環境づくりに励んで参ります。

Laville [ラ・ビル]
宮城町村会だより

Feb.-Mar. 2019
Vol.489

2-3



達居森と湖畔自然公園
(大衡村)

【風の景色】

4月下旬、達居森と湖畔自然公園では、青空に映える八重桜と新緑、遠くに残雪の船形山など彩り豊かな風景を楽しむことができます。ゆったりと散歩したり、家族や仲間とキャンプやバーベキューを楽しんだり、自然の中で楽しいひとときを過ごしてみませんか。

写真・文 提供 大衡村企画財政課

CONTENTS

2 HumanMessage ヒューマン・メッセージ
七ヶ浜町環境生活課 船木 潮

4 町村会のうごき
自治功労者表彰、企画・財政政策合同研修、
副町村長研修、市町村職員採用試験、町村
長会議、消防組合

6 【まちづくりの法律相談】第94回
学校事故をめぐる法的問題 ③
弁護士 佐藤 裕一

8 【よくわかる地方自治 Q&A】
公の施設の完成前の
利用申し込みについて
宮城県総務部市町村課行政第一班

10 【連続講義】日本農業の展望
食料と農業の今後を考える〈3〉
宮城大学食産業学群(経営学系)教授 三石 誠司

12 町村会からのお知らせ
町村会日誌・共済事業アレコレ
町村会の予定4-5月・編集室



自治功労者表彰式：開会あいさつに立つ村上英人 会長（蔵王町長）

地域の発展に貢献／148名に表彰伝達

県町村会は、2月8日、県自治会館において自治功労者表彰式を開催し、平成30年度の受賞者148名に表彰伝達しました。

本表彰は、地方自治の振興発展に尽力され功績顕著な町村職員等をたたえるもので、地方町村会等からの推せんにより正副会長会議において選考しています。

平成30年度の受賞者は148名であり、表

彰式には、代表として岩城敏夫・巨理町教育長はじめ川崎町、松島町、南三陸町の職員3名が出席。村上英人・会長（蔵王町長）から表彰状等がおくられました。

また、去る1月24日に全国町村会において自治功労者表彰を受けた鈴木勝雄（前）会長・（前）利府町長、齋藤俊夫・山元町長に表彰状等がわたされました。



（左から）全国町村会表彰を受けた齋藤俊夫・山元町長、鈴木勝雄（前）会長・（前）利府町長、村上会長



齋藤俊夫・山元町長



鈴木勝雄（前）会長・（前）利府町長



県町村会表彰 受賞者代表（左から）南三陸町・加藤信男様、松島町・千葉繁雄様、川崎町・滝口忍様、巨理町教育長・岩城敏夫様、村上会長

企画・財政政策合同研修

人口構造の将来予測と社会システム

12月19～20日、東京都内（全国町村会館）を会場に開催。①「宮城県町村部における将来人口変化―日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）より―」（小池司朗・国立社会保障・人口問題研究所人口構造研究部長）②「人口減少時代の地域づくり―持続可能な地域社会の構築に向けて―」（沼尾波子・東洋大学国際学部国際地域学科教授）③「小さな拠点・地域運営組織の形成に関する取組」（太田裕之・内閣府地方創生推進事務局参事官補佐）④「小規模多機能自治の概要と優良事例紹介」（板持周治・小規模多機能自治推進ネットワーク会議事務局長）について研修しました。



副町村長研修

国政の動きと地域の政策課題

1月16～17日、東京都内（全国町村会館）を会場に開催。①「日本外交の行方」（伊藤信太郎・衆議院議員）②「宮城県の観光戦略」（西村明宏・衆議院議員）③「地域とともにある宮城大学―新しい『産官学金連携』で前へ―」（川上伸昭・公立大学法人宮城大学理事長兼学長）④「幼児教育の無償化」（西川隆久・内閣府子ども・子育て本部参事官）について研修しました。



市町村職員採用統一試験

2市11町村2組合の募集に196名受験

1月27日、県自治会館等を会場に市町村職員採用統一試験を実施。2市11町村2組合の募集に対し、あわせて196名が試験に臨み

ました。試験は行政や土木、保育士、消防など各募集団体、職種ごとに行われます。

町村長会議

平成31年度の事業計画・予算を決定

2月8日、県自治会館において町村長会議を開催。①平成31年度県町村会事業計画、②平成31年度県町村会一般会計歳入歳出予算、③平成31年度県町村会公有物件共済事業特別会計収支予算、④平成31年度全国町村職員生活協同組合宮城県支部歳入歳出予算等を審議、決定しました。また、⑤（仮称）宮城県観光地所在町村協議会の設立についてを議題とし、審議の結果、原案を決定しました。

消防組合

平成29年度決算を承認／平成31年度予算等を決定

▽12月3日、県自治会館において平成30年度第2回組合議会を開催。①平成29年度一般会計歳入歳出決算、②平成29年度特別会計決算を承認したほか、3議案を審議、決定しました。▽2月1日、県自治会館において平成30年度第3回組合議会を開催。①平成31年度一般会計歳入歳出予算、②平成31年度特別会計歳入歳出予算など計4議案を審議、決定しました。

相談者（Aさん） 今日では学校事故についての国家賠償法一条に関する裁判例を紹介して下さい。

弁護士 学校事故の場合には教員等の過失の有無が争点になる場合が多いのです。過失とは注意義務に違反することですので、結果の予見ができたのに回避できなかった場合に過失が認定されることになります。

Aさん 注意義務ということですが、どのような場合にどのような注意義務を負い、それに違反したという評価がとても難しいように思うのですが、如何でしょうか。

弁護士 その通りです。まさにその評価が問題になるのです。学校の教員の場合には、問題とされる教育活動の危険性の程度と、教育の対象となっている児童・生徒の年齢・能力が注意義務を考える基本的な要因になります。柔道や水泳の授業のように危険性を内在したスポーツの場合には教員の注意義務が加重されます。また同じ水泳の授業でも中学校の三年生よりは小学校一年生の方が心身の発達が未熟で判断力や行動能力も劣りますので教員の注意義務は高度なものとなります。

Aさん 注意義務について判断した具体的な裁判例を紹介して下さい。

弁護士 水泳は水に全身が入り、プールには一定の水深があり、それ自体危険な要素を有していますので、指導にあたる教員は生徒の

法律に強くなる！

連載【まちづくりの法律相談】

第94回

学校事故をめぐる法的問題 3

能力や体調をきちんと把握して、事故の起きる可能性を予見して回避することが求められます。水泳の授業中の事故の裁判例として、神戸地裁平成二年七月一八日判決を紹介しましょう。これは中学校二年生の生徒が正規の体育の授業としてプールでタイム測定のために泳いでいたところ、ゴール付近でけいれん

のような状態になって水没してしまい、溺死したという事案です。裁判所は想定されるいくつかの場面における注意義務について、それぞれ次のような判断を行っています。

①安全配慮義務については、生徒の年齢、水泳の習熟度等からすると、生徒が疲労を回復しないままに泳いだとは認められないとして義務違反を否定しました。

②監視義務については、授業の際に監視台を設置して全体監視者を置くまでの必要性があるとは認められないし、教員は目の前で溺れている生徒を直ちに引き上げたとして義務違反を否定しました。

③救助義務については、教員が水着姿でなかったとしても、それによって救助が殊更に遅れていないし、専ら心臓マッサージを選択して施したことも不当ではないとして義務違反を否定しました。

Aさん この裁判例は水泳の授業について、いずれの注意義務も否定して損害賠償責任を認めなかったのですが、責任を認める裁判例もあるのでしょうか。

弁護士 学校事故の中でも水泳によるものは多数が裁判になっていて、責任を認めた判決もかなりあります。その一例として福岡地裁昭和六三年一月二七日判決を紹介しましょう。高校一年生の生徒が水泳実技の最初の授業の際にスタート台から逆さ飛び込みをして、

プールの底に頭を打ち付けて頸髄損傷という大怪我を負った事案について、教員には安全配慮義務があったとして損害賠償責任を認めました。初回の授業であったこと、逆さ飛び込みは過去にも事故が起きていること等が義務違反の要因になりました。

Aさん 先ほど、生徒の学年や年齢によっても注意義務の程度が異なるというお話しがありました。具体的な裁判例がありましたら教えてください。

弁護士 小学校低学年の生徒はまだ幼いことであって、大人が思いもよらないようなことをして事故を起こすことがあります。担任の教員が教室を離れていた自習時間中に、小学校二年生の生徒が誤って同級生の目に鉛筆の芯を突き刺して、失明状態にさせたという事案がありました。大阪地裁平成一三年一月三十一日判決は、クラスが小学校二年生という低学年であること、担任教員が教室を離れたことに正当な理由が無かったということ、理由にして、教員の注意義務違反を認めました。学校としての範囲までの監督義務を負わなければならないのかという問題ですが、低学年の生徒とはいえ、学校側にはとても難しい判決だと思います。

Aさん いじめの問題については、昨年詳しく教えて頂きました。それに関連して、最近障がいのある子どもと有しない健全な子どもを分離しないで、「共生して教育する」ということを文部科学省でも推進することになり、学校現場での理念になっていのですが、それに起因して事故が起きることもあり、難しい問題になっています。



理念として謳われている時代になりました。障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に同じ場で学ぶことによって、思いやりの

弁護士 たしかに「共生教育」ということが、

気持ちや協力の態度を育み、お互いに多様性を正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていることの大切さを学ぶことになるということなのです。しかし、それに起因する事故が起きていることも事実です。前橋地裁平成一四年六月一二日判決を紹介します。これは、小学校六年生の生徒が校舎三階のベランダから重量五・五キログラムの傘立てを投げ落とし、校庭で遊んでいた小学校四年生の頭部に直撃させて大怪我を負わせたというものです。傘立てを投げ落とした生徒は、入学時から多動障害があり、授業中も落ち着きがなく、教室内を歩き回ったり、無断で教室の外に出て、校舎内の掲示物を破って回る、机を倒す、寒暖計を壊す等の行動に及ぶことがあったのです。そうしたことを前提として、裁判所は特定の児童を常時付き添って監視するということは集団生活上の自主・自立の精神を養うという要請を損ねるし、教職員の側にも極めて大きな負担を強いることになるとして、重量五・五キログラムもの重いものを階下に投げ落とすという一見して異常な行動に及ぶことを予見しうるような状況にはなかったとして、注意義務違反を認めませんでした。

◎執筆者 佐藤 裕一（さとう ゆういち）

弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員

《公の施設の完成前の利用申し込みについて》



い、コミュニティセンターとして利用可能な状態になっている必要があるため、一般的には現段階において条例の制定をすることは適当ではないものと思われ、住民からの利用申し込みの受付もできないこととなります。

施設完成前の利用申し込みについて

しかし、公の施設のなかには、その性質や利用の目的によっては施設の利用開始のかなり前から申し込みをすることが適当である場合があります。例えば、幼稚園を4月の開園直前に設置する場合などは、設置の前に利用者の募集や決定を行うことで、住民の利便性や施設運営の効率性の確保に資することになります。

そのような場合、地方公共団体が施設に対する権原を持っているときには、建設中に条例を制定公布することにより、地方公共団体として完成後は公の施設である旨の意思表示をした上で、利用申し込みを受け付けて、住民の利用に供しうる状態になったときに条例を施行する、

という方法も可能とされています。

今回のように、住民からの強い要望がある場合、自治体の判断として設置前に利用の申し込みを受け付け、施設の供用開始と同時に住民の利用が行われるようにすることも考えられます。

その場合、建設中に設置条例の制定公布を行い、コミュニティセンターとして住民の利用に供しうる状態になったときに条例を施行する、という方法を取ることで、施設の完成前に利用申し込みを受け付けることが可能となります。なお、この場合、要望のある一部住民だけでなく広く住民に対し利用申し込みを告知することは当然ですし、仮に完成が遅れ8月に供用開始ができなかった場合のリスクも十分考慮しておく必要があります。

(宮城県総務部市町村課行政第一班)

Q ● 当町では、現在、コミュニティセンター（ホール・会議室・調理室等を含む施設）を建設中であり、2019年8月に完成、供用開始を予定していますが、すでに住民からホールの利用申し込みをしたいとの要望があります。建物が完成前ですが、設置条例を制定し、申し込みを受け付けることは可能ですか。

A ● **公の施設の「設置」とは**
● 公の施設については、地方自治法（以下、「法」という。）

第244条第1項において、「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする。」と規定されており、その設置については、法第244条の2第1項において、「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。」と規定されています。

ここでいう公の施設の「設置」とは、住民の利用に供する施設の使用を開始することをいうとされています。

設置条例の制定について

公の施設として住民の利用に供する際は、地方公共団体としての意思的行為を必要としま

す。意思的行為とは供用開始行為のことであり、一般的には公の施設の設置条例の制定公布が、供用開始行為であると考えられています。

公の施設を住民の利用に供するためには、法第244条第1項に規定するとおり公の施設は地方公共団体が設けるものであるため、施設について何らかの権原（所有権・賃借権・使用貸借権等）を地方公共団体は取得する必要があります。また、公の施設は住民の利用に供するための施設であることから、施設を住民が利用できる状態になっていなければならない、建物が完成しているだけでなく、設備等が整うなど実質的に公の施設として住民の利用に供する段階で条例を制定することが適当とされています。

今回のケースでは、公の施設を住民の利用に供する権原はすでに取得しているものと思われるますが、施設が完成していません。また、施設を実際に住民が利用するには、ホール・会議室・調理室等の机・椅子・調理器具等の設備がそろ

日本農業の
展望

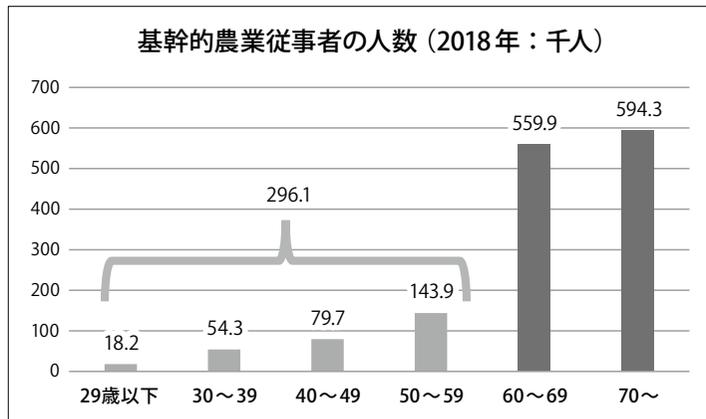
食料と農業の今後を考える〈3〉

前回は、食生活の変化、世界の穀物と食肉貿易の変化を概観し、食料と農業をめぐる最先端の動きとして6つの兆候を紹介した。さらに、世界の農業政策における過去30年間の大きな変化と、わが国における家族類型及び消費、パターンの変化と将来見通しを考えてきた。最終回はこれらを踏まえ、食料と農業の現場に何が求められているのかについて、少し具体的に考えてみたい。

❖ 誰が農業を行っているのか

2018年3月時点で統計上、わが国の農業就業人口175万人のうち基幹的農業従事者は145万人である。基幹的農業従事者数は、わずか3年で約30万人減少している。これ自体、極めて重要な点だが、以下では2018年の数字(145万人)をベースとして話を進める。

表は145万人の年齢別分布である。これを見ると、70歳以上が59万人、60歳以上が115万人(80%)である。基幹的農業従事者とは、農業就業者のうち、ふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」、つまり農業を主としている者のことである。現在の日本には基幹的農業従事者で60歳未満は20%しかない、これが日本農業の現実であり、ここまでは、各所で指摘されている。



出典：農林水産省「農業構造動態調査」

さて、問題はこれをどう考えるかである。現在、わが国の男女の平均寿命は女性が87・26歳、男性が81・09歳である。とりあえず、平均寿命まで現役で農業に従事すると仮定してみたい。今から20年後はどうなるか。本来は、かなり厳密な試算を

必要とするが、ここでは極めて簡単に考えてみたい。

まず、20年後には、先に述べた現在60歳以上の115万人のうち、65歳以上の99万人はほぼ完全にタイヤと考えても良いであろう。そうすると16万人くらいが残るが、これを①とする。

次に、現在60歳未満の基幹的農業従事者は約30万人いるが、この方達は20年後まで継続すると仮定し、これを②とする。

また、新規就農者数は年間約6万人いるが、そのうち60歳未満を見ると約3万人であるため、今後20年間毎年3万人の新規就農者(60歳未満)が生じ、全員が基幹的農業従事者になるとすると、合計は60万人となる。これを③とする。

単純に考えれば①+②+③=106万人(現在の73%)である。

もちろん、途中で離農する人や80歳を超えても現役で活躍する高齢者などを考慮しなければならぬ。あくまでも単純な試算に過ぎないが、20年後に現在の145万人が大きく減少する可能性は極めて高いことがわかる。

❖ 求められるものは何か

宮城県の場合、基幹的農業従事者31,000

人のうち、60歳以上が25、6000人（83%）であり、このうち20年後も就農している人を仮に現在60〜64歳の4、700人としよう。

また、現在60歳未満の5、400人も全員継続とする。さらに、新規就農者だが、宮城県の新規就農者数は平成29年で183名である。仮に年間180名とすれば20年間で3、600人である。つまり20年後の宮城県には4、700+5、400+3、600=13、700人の基幹的農業従事者がいることになる。全国の試算では現在の63%だが宮城県では44%となる。これは北海道のように基幹的農業従事者83、900人のうち、60歳以上が44、900人（54%）で、年間の新規就農者数も600人程度を継続している地域との重要な違いである。

要は、年齢分布により、20年後の姿は大きく異なるということだ。

◆魅力や優遇措置で人を増やすか、仕事のやり方を変えるか

今後、中長期的に人口減少社会に直面するわが国では、全国各地で人の動きが始まるであろう。具体的には、生活のあらゆる面において魅力ある自治体への人の動きが加速されよう。人々は、生活がし易いところに住まいを移す。そのため、各自治体は自らを魅力ある自治体とするため、様々な形で住民の誘致（獲得）競争が始まる可能性がある。

既に、職場だけでなく、保育所や病院、その他生活上の利便性が高い自治体には、本来の出身地

ではなくても全国から特定の世代が集中して集まる動きが出始めている。

農業はどうか。例えば、東北では県の約半分を管内とするJA新しいわてでは、「定住集落をつくる」ことを重要な使命と考え、その具体的なビジョンとして「日本一の産地作り」を掲げている。恐らく、こうした形で、各地で自らの魅力アピールする動きが続々と登場するであろう。JA新しいわての場合には、管内農産物だけでいわゆるリレー出荷が可能になるという「地の利」があり、それを最大限に活かした戦略である。

しかしながら、全ての地域が同じことを出来る訳でもないし、する必要もない。戦略は真似ではなく、各々が考えてこそ意味と効果があるし、実践が可能だからである。

そうなると、他の方法は「仕事のやり方」を根本から変えることである。145万人が3分の2になるのであれば、同じ面積と仕事を3分の2の人手で行うことを今から考えるべきだ。将来は現在とほぼ同じか多少の変化であれば「仕事のやり方」は前年と同じでも良いが、今後20年で携わる人が3分の2（地域によつては半分以下）になるなら、それで仕事が回るように準備をすることだ。これは農家、行政、農業団体、皆同じである。

今時、全てのEメールを印刷する組織などは無いと思うが、Eメールの導入初期には、紙でなければと全てを印刷して確認していた組織や上司も存在した。恐らく、今後は時間的にも人手の面でもこうした無駄は不可能になるであろう。

ITを始めとする設備投資は、リース期間が終

了したから更新するのではなく、少人数で今後の仕事を十分に回せることを想定した上で段階的かつ戦略的に実施すべきであり、行政は農家がそうした形で動けるようにこそ支援すべきである。仕事のための仕事や、機械が行えば済む仕事と、人間だからこそ出来る仕事を日常業務全ての中から洗い出し、徹底的な再構築をすることが求められる。

◆おわりに

大学で競争戦略論を講じるほど、筆者は競争が嫌いになるが、今後の農業は否応なく国際競争に巻き込まれる。農業のロマンチックな側面は情緒的には大好きだが、恐らく今も昔も、そして将来もそれだけでは生活そのものが成立しない。3年間で30万人もの基幹的農業従事者が減少しているということは、単純に考えれば15年間で150万人、つまり何も考えず、何もしなければ15年後の日本には趣味の農業しか残らないということになりかねない。だからこそ、冷徹な分析に基づき地に足が着いた大胆な飛躍を農業部門は考え、実際に農業に携わる人々とともに地域が将来的に生き残る方策を、時間をかけ全力で構築すべきであろう。

「執筆者」 二石 誠司（ふついし せいじ）

宮城大学食産学群（経営学系）教授

宮城大学大学院食産学群研究科副研究科長・附属農場長

国際交流・留学生センター長



町村会からのお知らせ



町村会日誌

12月

▼3日 宮城
県市町村非常
勤消防団員補償報償組合議
会(県自治会館)

▼19日(～20日) 企画・財政
政策合同研修(全国町村会館)

1月

▼11日 正副
会長会議(県
自治会館)

▼16日(～17日) 副町村
長研修(全国町村会館)

▼23日 北海道東北六
町村会協議会・会長会議
(全国町村会館) 村上会
長出席

▼24日 全国町村会・都道府
県町村会正副会長交流会(全
国町村会館) 村上会長、佐藤
副会長、浅野副会長出席
▼25日(～26日) 全国自治協
会第54回海外地方行政調査に
係る事後研修会(県自治会館、
蔵王町) 村上会長出席
▼27日 市町村職員採用統一
試験(県自治会館ほか)

▼24日 全国町村会・理事会
(全国町村会館) 村上会長出
席



共済事業



全国町村等職員任意共済保険

～退職を予定されている皆様へ～

任意共済保険の加入の方が退職される場合、退職継続加入へ移行することができ、生命保険、医療保険ともに75歳6ヶ月まで加入を続けることができます。また、引き続き剰余金の還付も受けられます。

◎退職加入者への移行手続

団体の担当者を通じ「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書」をご提出ください。

移行は、来年の1月1日からとなります。そのため本年は、現在の契約が継続する必要がありますので、退職日翌月から12月までの掛金は前払いをお願いします。

◎退職加入者移行後の手続き

退職者ご本人様と日本生命事務代行会社との直接手続きになります。

- 1 更新手続書類：自宅へ直接送付(毎年10月初旬頃)
※保険料は年払で、毎年1月下旬に口座引落となります。
- 2 加入者証：自宅へ直接送付(毎年2月頃)
- 3 控除証明書：自宅へ直接送付(10月下旬頃)
- 4 住所変更、保険金(給付金)の請求など、事務手続きに関しては、専用のコールセンターに直接連絡となります。

詳しいお問い合わせは、団体担当者または下記までご連絡ください。

宮城県町村会事業推進課 TEL 022-221-9203

町村会の予定4-5月

4月16日(火)～24(水)

新規採用職員研修①～③班

5月14日(火) 政務委員会幹事会

5月16日(木) 事故処理研修会

5月24日(金) 政務委員会

5月24日(金) 正副会長会議、町村長会議

5月28日(火) 山村、過疎、ダム・発電関係市町村協議会 総会

5月30日(木) 災害共済担当者会議

編集室



朝の光に、春の訪れを思うこの頃です。

今号の町村会のごときは、自治功労者表彰式の概要等を中心にお知らせしました。受賞された一四八名の皆さま、おめでとうございます。お祝い申し上げます。

年度末にあたり、ご健康をお祈りいたします。